

衆議院 第五十三回国会 国際テロリズムの防止及び我が国の協力 特別委員会 議録 第二号

平成十三年十月十日(水曜日) 午後四時五十一分開議

出席委員

- 委員長 加藤 紘一君
- 委員 亀井 善之君 理事 河村 建夫君
- 理事 久間 章生君 理事 鈴木 宗男君
- 理事 安住 淳君 理事 岡田 克也君
- 理事 田端 正広君 理事 山岡 賢次君
- 理事 逢沢 一郎君 理事 赤城 徳彦君
- 石破 茂君 衛藤征士郎君
- 大野 松茂君 坂本 剛二君
- 実川 幸夫君 下地 幹郎君
- 下村 博文君 田村 憲久君
- 西川 京子君 浜田 靖一君
- 原田 義昭君 松宮 勲君
- 宮澤 洋一君 米田 建三君
- 伊藤 英成君 鹿野 道彦君
- 桑原 豊君 玄葉光一郎君
- 古賀 一成君 島 聡君
- 末松 義規君 中野 寛成君
- 横路 孝弘君 渡辺 周君
- 上田 勇君 河合 正智君
- 中塚 一宏君 木島日出夫君
- 山口 富男君 今川 正美君
- 辻元 清美君 井上 喜一君
- 近藤 基彦君

- 国土交通大臣 扇 千景君
- (内閣官房長官) 福田 康夫君
- (男女共同参画担当大臣) 中谷 元君
- 国防大臣 (防衛庁長官) 泉 信也君
- 国土交通副大臣 木村 隆秀君
- 国土交通大臣政務官

衆議院調査局国際テロリズムの防止及び我が国の協力 支援活動等に関する特別調査室長 鈴木 正直君

十月十日  
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(内閣提出第三号)  
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)  
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(内閣提出第三号)  
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)  
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。  
ただいま付託になりました内閣提出、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し

て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び海上保安庁法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。  
順次趣旨の説明を聴取いたします。福田内閣官房長官。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案  
〔本号末尾に掲載〕

○福田内閣官房長官 十月八日未明、米軍は英国軍とともにアフガニスタンに所在するタリバンの軍事訓練施設等に対する爆撃を開始しました。政府としては、テロリズムと闘う米軍等の今回の行動を強く支持しております。  
このような政府の立場を申し述べた上で、ただいま議題となりました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロ攻撃が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他

の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに積極的に寄与するため、我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定めることを内容としております。

当該テロ攻撃は、アメリカ合衆国のみならず、人類全体に対する極めて卑劣かつ許しがたい攻撃であります。我が国としては、国際的なテロリズムに対して断固としてこれに立ち向かっていくとの決意を持って、このようなテロリズムとの闘いに我が国自身の問題として主体的に取り組み、世界の国々と一致結束して、テロリズム根絶のための努力を行わなければなりません。

本法律案は、かかる観点から、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項及び国際連合の決議または国際連合等が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、その実施の手段その他の必要な事項を定め、国際テロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに積極的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。  
第一に、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地

(本号末尾に掲載)

域等で行うこと等の基本原則を定めております。  
第二に、協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施、捜索救助活動の実施等、自衛隊による被災民救援活動の実施並びに関係行政機関による対応措置の実施を定めております。

第四に、内閣総理大臣及び各省大臣等は、諸外国の軍隊等または国際連合等から申し出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付けまたは譲与することができることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を行っている自衛官は、自己、自己とともに現場に所在する他の自衛隊員、同じく自己とともに現場に所在する者であつてその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入つた者の生命、身体を防護するために、一定の要件に従つて武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失ふこととしておりますが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、二年以内の期間を定めて効力を延長することができるとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。  
○加藤委員長 次に、中谷防衛庁長官。

自衛隊法の一部を改正する法律案

○中谷防衛大臣 たいだいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。  
防衛庁といたしましては、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ、我が国における同様の攻撃等への備えに万全を期すことが必要であると考えております。

そのためには、本邦内にある自衛隊の施設並びに日米地位協定第二条第一項の施設及び区域の警護のため自衛隊の部隊等の出動を可能とするともに、通常時からの自衛隊施設の警護のための権限の整備が必要であります。また、自衛隊が武装作業員等の事案や不審船の事案に効果的に対応するため、武器使用権限等の整備が必要であると考へており、あわせて、我が国の安全が損なわれないう、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、その保全と仮にそれが漏えいした場合の罰則の整備の必要がおります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊の行動として自衛隊の部隊等による警護出動を新設するとともに、通常時における自衛隊施設の警護のための武器使用の規定を整備し、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度を設けるとともに、治安出動時に武装作業員等を鎮圧するために行う武器使用及び海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う武器使用について、それぞれ人に危害を与えたとし、違法性が阻却されるように所要の規定を整備し、あわせて、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取り扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の刑罰規定を設けることを内容とするものでございます。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○加藤委員長 次に、中谷防衛庁長官。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

○中谷防衛大臣 たいだいま議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。  
現在、海上保安官等の武器の使用につきまして、海上保安庁法において警察官職務執行法が準用されており、武器の使用が認められる場合において人に危害を与えることが許容されるのは、刑法に定める正当防衛または緊急避難に該当する場合のほかは、死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に当たる凶悪な罪の既遂犯等の場合に限定されております。

単に逃走を続けるだけで、その外観等からだけでは船内でどのような活動が行われているかは必ずしも確認はできないいわゆる不審船に対しては、武器使用は認められても、これを停船させるための船体に向けた射撃は、人に危害が及ぶ可能性があるので事実上困難であります。

このため、平成十一年六月の関係閣僚会議で了承されました「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」においては、不審船を停船させ、立入検査を行うという目的を十分に達成するとの観点から、危害射撃のあり方を中心に法的な整理を含め検討することとされたところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。  
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

○加藤委員長 たいだいま議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、海上保安官等の武器の使用につきまして、海上保安庁法において警察官職務執行法が準用されており、武器の使用が認められる場合において人に危害を与えることが許容されるのは、刑法に定める正当防衛または緊急避難に該当する場合のほかは、死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に当たる凶悪な罪の既遂犯等の場合に限定されております。

単に逃走を続けるだけで、その外観等からだけでは船内でどのような活動が行われているかは必ずしも確認はできないいわゆる不審船に対しては、武器使用は認められても、これを停船させるための船体に向けた射撃は、人に危害が及ぶ可能性があるので事実上困難であります。

このため、平成十一年六月の関係閣僚会議で了承されました「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」においては、不審船を停船させ、立入検査を行うという目的を十分に達成するとの観点から、危害射撃のあり方を中心に法的な整理を含め検討することとされたところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。  
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

なお抵抗し、または逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が一定の要件に該当する事態であると認めるときには、当該船舶の進行を停止させるために海上保安官等は武器を使用できることとし、その結果として人に危害を与えたとし、その違法性が阻却されることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしく申し上げます。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、明十一日木曜日、委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時三分散会

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のため諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際的平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際的平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際的平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際的平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国

に對しその防止等のために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、次に掲げる事項を定め、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

一 テロ攻撃によつてもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)の活動に對して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項

二 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国際連合の総会によつて設立された機関若しくは国際連合の専門機関若しくは国際移住機関(以下「国際連合等」という。)が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づき協力支援活動、搜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。  
3 対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

第二類第六号

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員會議録第二号

平成十三年十月十日

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置であつて、我が国が実施するものをいう。  
二 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

三 被災民救援活動 テロ攻撃に關連し、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合等が行う要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動であつて、我が国が実施するものをいう。  
四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。  
イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。)及びその上空  
二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)  
三 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。  
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、相互に協力するものとする。

構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して国際連合等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施)

第五条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該協力支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこ

の法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の協力支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(搜索救助活動の実施等)

第六条 防衛庁長官は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

6 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の協力支援活動について準用す

る。

(自衛隊による被災民救援活動の実施)

第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、自衛隊による被災民救援活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該被災民救援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 第五条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

4 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する第五条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(関係行政機関による対応措置の実施)

第八条 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、被災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。

第九条 内閣総理大臣及び各省大臣又はそれらの委任を受けた者は、その所管に属する物品(武器(弾薬を含む。))を除く。につき、諸外国の軍隊等又は国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等又は国際連合等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(国会への報告)

第十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項

を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があつたときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(武器の使用)

第十一条 協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができ

2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をすることができる。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定めがあるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則第三十一項を第三十三項とし、第十七項から第三十項までを二項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の二項を加える。

17 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のため

の諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措施に関する特別措置法(平成十三年法律第 号)がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、協力支援活動としての物品の提供を実施することができる。

18 長官は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に

基づく人道的措置に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に協力支援活動としての役務の提供を、部隊等に捜索救助活動又は被災民救援活動を行わせることができる。

3 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要があると認められるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、施行の日から起算して二年を経過する日以後においても対応措置を実施する必要があると認められるに至ったときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して二年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により効力を延長した後その定められた期間を経過しようとする場合について準用する。

別表第一(第三条関係)

種類	内	容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	

第二類第六号

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第二号

平成十三年十月十日

別表第二(第三条関係)

種類	内	容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	

備考  
一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。  
二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

備考  
一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。  
二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

理由

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際的平和及び安全に対する脅威と認められたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、当該攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置、関連する国際連合

決議等に基づき我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、これらの措置の実施の手續その他の必要な事項を定め、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案  
自衛隊法の一部を改正する法律  
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七章 自衛隊の権限(第八十七条」第

九十六条を「第七章 自衛隊の権限等第八十七  
条―第九十六条の二」に、「第二百二十二条を」第  
百二十三条」に改める。

第二十二條第一項中「又は第八十一條第二項を」  
「第八十一條第二項又は第八十一條の二第一項」  
に改める。

第七十九條の次に次の一条を加える。

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九條の二 長官は、事態が緊迫し第七十八  
條第一項の規定による治安出動命令が発せられ  
ること及び小銃、機関銃(機関けん銃を含む)、  
砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷  
力がこれらに類する武器を所持した者による不  
法行為が行われることが予測される場合におい  
て、当該事態の状況の把握に資する情報の収集  
を行うため特別の必要があると認めるときは、  
国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承  
認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該  
者が所在すると見込まれる場所及びその近傍に  
おいて当該情報の収集を行うことを命ずること  
ができる。

第八十一條の次に次の一条を加える。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一條の二 内閣総理大臣は、本邦内にある  
次に掲げる施設又は施設及び区域において、政  
治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは  
他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは  
恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重  
要な施設その他の物を破壊する行為が行われる  
おそれがあり、かつ、その被害を防止するため  
特別の必要があると認めるときは、当該施設  
又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を  
命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力  
及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区  
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に  
関する協定第二條第一項の施設及び区域(同  
協定第二十五條の合同委員会において自衛隊

の部隊等が警護を行うこととされたものに限  
る。)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の  
出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道  
府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公  
安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行  
うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定  
しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、  
部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合  
には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければ  
ならない。

第八十六條中「第八十一條第二項の下に」、第  
八十一條の二第一項を加える。

第七章 自衛隊の権限等

第九十條第一項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃  
(機関けん銃を含む)、砲、化学兵器、生物  
兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器  
を所持し、又は所持していると疑うに足りる  
相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又は  
する高い蓋然性があり、武器を使用するほ  
か、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な  
手段がない場合

第九十一條に次の二項を加える。

2 海上保安庁法第二十二條第二項の規定は、第七  
十八條第一項又は第八十一條第二項の規定によ  
り出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務  
の執行について準用する。この場合において、  
同法第二十二條第二項中「前項において準用する  
警察官職務執行法第七條」とあるのは、第八十九  
條第一項において準用する警察官職務執行法第  
七條及び前條第一項」と、「第十七條第一項」と  
あるのは「前項において準用する海上保安庁法  
第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安  
官補の職務」とあるのは、第七十八條第一項又は  
第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられ  
た自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長

官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるもの  
とする。

3 第八十九條第二項の規定は、前項において準  
用する海上保安庁法第二十二條第二項の規定によ  
り海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合に  
ついて準用する。

第九十一條の次に次の一条を加える。

(警護出動時の権限)

第九十一條の二 警察官職務執行法第二條、第四  
條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規  
定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第  
八十一條の二第一項の規定により出動を命ぜら  
れた部隊等の自衛官の職務の執行について準用  
する。この場合において、警察官職務執行法第  
四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官  
の指定する者」と読み替えるものとする。

2 警察官職務執行法第五條及び第七條の規定  
は、第八十一條の二第一項の規定により出動を  
命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行につい  
て準用する。

3 前項において準用する警察官職務執行法第七  
條の規定により武器を使用する場合のほか、第  
八十一條の二第一項の規定により出動を命ぜら  
れた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が  
大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける  
明白な危険があり、武器を使用するほか、他に  
これを排除する適当な手段がないと認める相当  
の理由があるときは、その事態に応じ合理的に  
必要と判断される限度で武器を使用することが  
できる。

4 第一項及び第二項において準用する警察官職  
務執行法の規定による権限並びに前項の権限  
は、第八十一條の二第二項の規定により指定さ  
れた施設又は施設及び区域の警護のためやむを  
得ない必要があるときは、その必要な限度にお  
いて、当該施設又は施設及び区域の外部におい  
ても行使することができる。

5 第八十九條第二項の規定は、第二項において  
準用する警察官職務執行法第七條又は第三項の

規定により自衛官が武器を使用する場合につい  
て準用する。

第九十二條第二項中「三等海曹以上の自衛官が  
前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職  
務の執行について」の下に、「同法第二十二條第二  
項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を  
命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定によ  
り公共の秩序の維持のため行う職務の執行につい  
て」を、「指定する者」との下に、「海上保安庁法  
第二十二條第二項中「前項において準用する警察官  
職務執行法第七條」とあるのは「この項において準  
用する警察官職務執行法第七條及びこの法律第九  
十條第一項」と、「第十七條第一項」とあるのは「こ  
の項において準用する海上保安庁法第十七條第一  
項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」と  
あるのは「第七十六條第一項の規定により出動を  
命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持の  
ため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは  
「防衛庁長官」とを加え、同條第三項中「使用する  
場合」の下に「及び前項において準用する海上保安  
庁法第二十二條第二項の規定により海上自衛隊の自  
衛官が武器を使用する場合」を加え、同條の次に  
次の一条を加える。

(治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の  
使用)

第九十二條の二 第七十九條の二の規定による情  
報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を  
行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従  
事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを  
得ない必要があると認める相当の理由がある場  
合には、その事態に応じ合理的に必要と判断さ  
れる限度で武器を使用することができる。ただ  
し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する  
場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十三條第三項中「武器を使用する場合」を  
「自衛官が武器を使用する場合及び前項において  
準用する海上保安庁法第二十二條第二項の規定によ  
り海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合」に  
改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に

第九十二條の二 第七十九條の二の規定による情  
報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を  
行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従  
事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを  
得ない必要があると認める相当の理由がある場  
合には、その事態に応じ合理的に必要と判断さ  
れる限度で武器を使用することができる。ただ  
し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する  
場合のほか、人に危害を与えてはならない。

次の一項を加える。

3 海上保安庁法第二十條第二項の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十條第二項中「前項」とあるのは「前項」と、「第十七條第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第八十二條の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替へるものとする。

第九十五條の次に次の一條を加える。  
(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五條の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電氣通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第七十條中第九十六條の次に次の一條を加える。  
(防衛秘密)

第九十六條の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六號)第一條第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれ

第一類第六号

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員會議録第二号

平成十三年十月十日

かに掲げる方法により行わなければならない。  
一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。  
二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。  
4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二條を第二百二十三條とし、第二百二十一條の次に次の一條を加える。  
第二百二十二條 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。  
3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。  
4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三條の

例に従う。  
別表第三の次に次の一表を加える。  
別表第四(第九十六條の二関係)

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報  
三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力  
四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究  
五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物、船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。の種類又は数量  
六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
七 防衛の用に供する暗号  
八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く)。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六條の次に一條を加える改正規定、第二百二十二條を第二百二十三條とし、第二百二十一條の次に一條を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正)  
2 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六號)の一部を次の

ように改正する。  
本則中「防衛秘密」を「特別防衛秘密」に改める。

理由

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ自衛隊の施設並びに日米地位協定第二條第一項の施設及び区域に対する警護に万全を期するため、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設するとともに、平時における自衛隊施設の警護のための武器使用の規定を整備し、自衛隊が武装作業員の事業等に効果的に対応するため、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度を設けるとともに、治安出動時に武装作業員等を鎮圧等するために行う武器使用及び海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う武器使用につきそれぞれ人に危害を与えたとして違法性が阻却されるように所要の規定を整備し、あわせて、我が国の安全が損なわれないため、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第三号中「船内にある者」の下に「(以下「乗組員等」という。)を加へ、同条第二項中「乗組員、旅客その他船内にある者」を「乗組員等」に改める。

第二十條中「第七條」の下に「の規定」を加へ、同條に次の一項を加える。

前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合のほか、第

十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に對して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めるときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

一 当該船舶が、外国船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。)と思料される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において現に行つていと認められること(当該航行に正当な理由がある場合を除く。)

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪(以下「重大凶悪犯罪」という。)を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかと疑いを払拭することができないと認められること。

四 当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより知り得べき情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。

第二十九条中「職権」の下に「第二十条第二項に規定するものを除く。」を加える。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
外国船舶と思料される船舶の乗組員等による我が国の領域内における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止する必要性にかんがみ、海上保安官が立入検査を適確に実施することができるとするたため、海上保安庁長官が一定の要件に該当する事態であると認めるときにおいて、当該船舶の進行を停止させるために行う海上保安官又は海上保安官補による武器の使用について、人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年十月十五日印刷

平成十三年十月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D